

① 特定都市鉄道整備準備金の損金算入に関する
明細書

			事業年度 又は連結 事業年度	・	・	法人名	()
特定都市鉄道工事の名称			1			期首特定都市鉄道整備 準備金の金額	15 円
特定都市鉄道整備事業計画 の認定年月日			2	昭平	・	10年間均等益金算入額	16
特定都市鉄道整備 事業計画の期間			3	昭平 昭平	・ ・	同上以外の場合による 益金算入額	17
当期準備金積立額			4		円	計 (16)+(17)	18
積立限度額の計算	当期の鉄道事業に係る 旅客運送収入		5		円	当期準備金積立額の うち損金算入額 (4)-(9)	19
	特定都市鉄道整備促進 特別措置法第6条第1項に 規定する積立割合		6	100	円	差引特定都市鉄道整備 準備金の金額 (15)-(18)+(19)	20
	(5)×(6)		7		円	累積限度超過額 (13)	21
	積立限度額 ((7)の金額又は旧租税特別措 置法施行令第32条の9第1項 又は第39条の75第1項の財務 省令で定めるところにより算 定される金額)		8		円	期末特定都市鉄道整備 準備金の金額 (20)-(21)	22
	積立限度超過額 (4)-(8)		9		円	貸借対照表に計上されている 特定都市鉄道整備準備金	23
	差引特定都市鉄道整備 準備金の金額 (20)		10		円	差引 (23)-(22)	24
	累積限度額 特定都市鉄道整備事業計画に定められた 特定都市鉄道工事に 係る工事費の額		11		円	当期 (18)-((4)-(23)-前期の(23))	25
	累積限度額 $(11) \times \frac{4}{10}$		12		円	当期に生じた差額の合計額 (14)+(25)	26
	累積限度超過額 (10)-(12)		13		円	前前期における差額 (前期の(24))	27
限度超過額合計 (9)+(13)			14		円		

別表十二（六）の記載の仕方

この明細書は、青色申告書を提出する法人で特定都市鉄道整備促進特別措置法第4条（整備事業計画の継続が困難な場合）に規定する認定事業者（以下「認定事業者」といいます。）であるものが、措置法第56条（特定都市鉄道整備準備金）若しくは平成17年改正措置法附則第34条第2項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法第56条（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で認定事

業者であるものが同法第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）若しくは平成17年改正措置法第48条第2項（特定都市鉄道整備準備金に関する経過措置）の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の措置法第68条の47（特定都市鉄道整備準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかつこの中に記載してください。